

子育て『金のルール』でたくましく生きる力を育てましょう!①

11月1日は三原教育の日

市では、市民協働で「教育のまち～三原」をめざし、取り組みを進めるため、子育て「金のルール」を定め、その普及に努めています。

金のルールとは、「早寝・早起き・朝ごはん・読書・あいさつ・靴そろえ」の6つで、子どもたちが、たくましく生きるための元気の素になるものです。学校をはじめ、家庭や地域でも協力して取り組んでいきましょう。

このルールを、広報みはらで3回にわたって紹介します。今回は、早寝と早起きです。

問い合わせ先 学校教育課 (☎0848⑥76155)

はやね 早寝



○脳と体の成長には、上質な睡眠が必要です。記憶を知恵や知識に変える脳の働きは、22時～2時が最も活性化します。

はやお 早起き



○「しみじみと満ち足りた気持ち」を感じさせる脳内物質の分泌を促し、満足感や充実感を感じやすくします。

ひとり親家庭、障害のある子どもにも手当を支給します

児童扶養手当

対象 次の①～④のいずれかに該当する、平成4年4月2日以降に生まれた子ども(障害のある場合は19歳までの子ども)を養育しているひとり親(父または母)、または養育している人

- ① 父母が離婚している
- ② 父または母が死亡している、または重度の障害がある
- ③ 未婚の父または母の子
- ④ ①～③に準ずる状態

※今月1日から、父子家庭も対象になります。

支給月額

- ・1人目 9,850円～41,720円
- ・2人目 5,000円を加算
- ・3人目以降 1人につき3,000円を加算

※支給には所得制限があり、支給額は前年の所得に応じて決まります。

※次の場合などは支給できません

- 平成15年4月1日時点で、支給要件に該当した日から5年を経過している(父子家庭は除く)
- 受給者が公的年金を受けている
- 子どもが児童福祉施設(保育所などの通所施設を除く)に入所している

特別児童扶養手当

対象 施設に入所していない、障害のある19歳までの子どもを養育している人

- 支給月額
- 障害1級 50,750円
- 障害2級 33,800円

重症心身障害児福祉年金

対象 市内に3か月以上住み、重度の障害のある19歳までの子ども(施設に入所している子どもを含む)を養育している人

支給月額 2,250円

手続きが必要です!現況届

現在、児童扶養手当や特別児童扶養手当を受けている人は、11日(水)～24日(火)(土・日曜日を除く)に現況届の手続きをしてください。手続きをしない場合、8月以降の手当が支給されません。また、2年を経過すると受給資格を失います。

※該当する人には通知をします。
※児童扶養手当の支給対象となった父子家庭は、手続きの必要はありません。

問い合わせ先 子育て支援課 (☎0848⑥76045 ⑩0848⑥2130)

戦没者・原爆死没者の慰霊と平和祈念の黙とう

8月15日は終戦記念日で、戦没者を追悼し平和を祈念する日です。65年前、8月6日8時15分に広島市、9日11時2分に長崎市に原爆が投下されました。

戦争や原爆の犠牲となり亡くなられた人たちの冥福と、世界恒久平和の実現を祈って、黙とうをささげましょう。



戦没者遺児による慰霊友好親善事業への参加者募集

戦没地へ赴き、慰霊追悼を行う参加者を募集します。



※今年度は、洋上慰霊も実施します。

対象 戦没者の遺児
申し込み先 広島県遺族会 (☎082・247・1221 6)、三原市遺族会 (☎0848⑥80445)